

改正 2021年4月1日 2022年4月1日
2024年4月1日

(名称)

第1条 日本女子大学は、日本女子大学社会連携教育センター（以下「本センター」という。）を設置する。

2 本センターの英語名称をJWU Education Center for Social Collaboration（略称JSC）とする。

(目的)

第2条 本センターは、日本女子大学（以下「本学」という。）の研究成果及び学生が学内外で学んだ成果を社会に還元し、物的・人的資源の活用による地域等との連携・交流を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域連携事業
- (2) 産官学教育連携事業
- (3) 体験学習、サービス・ラーニング支援事業
- (4) 正課外学修（学習）支援事業（自主プロジェクト及びボランティア活動並びにラーニング・コモンズ支援等）
- (5) SDGs推進事業
- (6) 社会連携教育センター分室における心理相談室事業

2 前項に定めた事業を推進するため、必要に応じてプロジェクトを開設することができる。

(運営組織)

第4条 本センターは、次の構成により運営する。

- (1) 所長 1名
- (2) 社会連携教育委員会 専門委員
- (3) 学務部事務部長
- (4) 学務部社会連携室課長
- (5) プロジェクトメンバー
- (6) 研究員 若干名
- (7) 客員研究員 若干名
- (8) 非常勤コーディネーター 若干名

2 前項の規定にかかわらず、社会連携教育専門教員として、本学専任教員を置くことができる。当該教員は学長が任命する。

3 第1項第8号に定める構成員は、コンシェルジュを兼ねる。

(所長)

第5条 本センターに、所長を置く。

2 所長は、本センターを代表し、事業及び事務を統括する。

3 所長は、本学の教授のうちから、学長が任命する。

4 所長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 任期中に所長が欠けたとき、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(プロジェクトメンバー)

第6条 第4条第1項第5号に定めるプロジェクトメンバーは、第3条第2項のプロジェクトに応じて、本学専任教員及び附属校・園教諭のうちから、運営委員会の議を経て、所長が任命する。

(研究員)

第7条 第4条第1項第6号に定める研究員は、第3条第2項のプロジェクトに応じて、日本女子大学専任教員及び附属校・園教諭のうちから、運営委員会の議を経て、所長が任命する。

(客員研究員)

第8条 運営委員会が事業推進のために必要と認めた場合、本学専任教員及び附属校・園教諭以外の者を客員研究員として委嘱することができる。

2 客員研究員の委嘱・解任は、運営委員会の議を経て、所長が行う。

(運営委員会)

第9条 本センターの次の事項を審議するため、運営委員会を置く。

- (1) 事業実施報告、決算・収支報告
- (2) 事業計画、運営方針及び予算
- (3) 研究員及び客員研究員の選考並びに委嘱及び解任
- (4) 社会連携に係る企画・実施に関する重要事項
- (5) 理事会から付託された事項
- (6) 第3条第2項に定めるプロジェクトの設置及び廃止
- (7) 第3条第2項に定めるプロジェクトの事業の進捗管理
- (8) その他本センター運営に必要な事項

(運営委員会の構成)

第10条 運営委員会は、所長、社会連携教育委員会専門委員、学務部事務部長、学務部社会連携室課長をもって構成する。

(運営委員会の委員長)

第11条 運営委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長にやむを得ない事故があるときは、委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(運営委員会の成立等)

第12条 運営委員会の成立には、委員の過半数の出席(委任状を含む)を必要とする。

2 前項の定足数は、国外出張中の者、休職中の者、病気その他の理由により引き続き2ヶ月以上欠勤中の者及び公務出張中の者を、運営委員会から除外して算定する。

3 運営委員会の議決は、出席委員の過半数によるものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(心理相談室)

第13条 本センター分室における心理相談業務を遂行するため、心理相談室を置く。

2 心理相談室の構成等については、別に定める。

(事務)

第14条 本センターの事務は、学務部社会連携室が行う。

(会計)

第15条 本センターの会計は、学校法人日本女子大学に属し、財務に関する諸規程の定めに従い処理し、各年度の予算は、理事会の承認を得なければならない。

(利用料等)

第16条 本センターの事業にかかる受講料、講師料、謝金及び報酬等については、別に定める。

(著作等に関する権利)

第17条 本センターにおける事業活動、調査等に基づく著作等に関する権利の帰属及び利用については、別途定める。

(改廃)

第18条 本規則の改廃は、大学執行部会議の議を経て、学長が行う。

(雑則)

第19条 本規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

本規則は、2020年4月1日から施行する。

附 則 (設置者、任命者及び運営委員会の構成員変更等に伴う改正)

本規則は、2021年4月1日から施行する。

附 則 (センター構成員変更及び運用委員会廃止及び改廃の変更に伴う改正)

本規則は、2022年4月1日から施行する。

附 則（運営委員会構成変更及び幹事会廃止及び本センター分室における心理相談室の追加に伴う改正）

本規則は、2024年4月1日から施行する。